

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-103
許認可等の種類	施行者の変動による規約の認可			
根拠法令条例等・条項	土地区画整理法第11条第4項			
許認可等の概要	一人施行の土地区画整理事業において、施行者が数人となった場合には、施行者は、遅滞なく、規約を定め、その規約について都道府県知事の認可を受けなければならない。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】土地区画整理法第5条及び土地区画整理法施行令第1条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理法第5条 規準及び規約には、次の各号(規準にあつては第5号から第7号までを除く)に掲げる事項を記載しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>一 土地区画整理事業の名称</li> <li>二 施行地区</li> <li>三 土地区画整理事業の範囲</li> <li>四 事務所の所在地</li> <li>五 費用の分担に関する事項</li> <li>六 業務を代表して行う者を定める場合においては、その職名、定数、任期、職務の分担及び選任の方法に関する事項</li> <li>七 会議に関する事項</li> <li>八 事業年度</li> <li>九 公告の方法</li> <li>十 その他政令で定める事項</li> </ul> </li> <li>・土地区画整理法施行令第1条 土地区画整理法第5条第10号に定める事項は次のとおりとする <ul style="list-style-type: none"> <li>一 宅地及び宅地について存する権利の価額の評価の方法に関する事項</li> <li>二 地積の決定の方法に関する事項</li> <li>三 工作物その他の物件の設置を行う場合には、その工作物その他の物件の管理及び処分に関する事項</li> </ul> </li> </ul> <p>上記によるほか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社団法人日本土地区画整理協会発行の土地区画整理法逐条討議(上)第5条の(規約)に示された規準による。</li> </ul>			
基準の制定根拠	-			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(処分の先例が僅少のため、具体の期間の設定が困難)			
期間の制定根拠	-			